

世田谷区公報

目次

条 例

- 世田谷区組織条例の一部を改正する条例(1)…………… 1
- 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例(2)…………… 1
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(3)…………… 1
- 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(4)…………… 10
- 世田谷区立区民会館条例等の一部を改正する条例(5)…………… 10
- 世田谷区環境美化等に関する条例の一部を改正する条例(6)…………… 10
- 世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例(7)…………… 11
- 世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例(8)…………… 11
- 世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(9)…………… 11
- 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(10)…………… 11
- 世田谷区特定乳児等通園支援事業の運営の基準等に関する条例(11)…………… 11
- 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(12)…………… 15
- 世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例(13)…………… 15
- 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(14)…………… 15
- 世田谷区立公園条例の一部を改正する条例(15)…………… 15
- 世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例(16)…………… 15

規 則

- 職員管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(13)…………… 15
- 職員管理職特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(14)…………… 15
- 世田谷区環境美化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(15)…………… 16
- 世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則(16)…………… 16
- 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(17)…………… 16

条 例

次に掲げる条例を公布する。
 令和8年3月4日
 世田谷区長 保坂展人

- 世田谷区条例第1号**
世田谷区組織条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第2号**
世田谷区手数料条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第3号**
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第4号**
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第5号**
世田谷区立区民会館条例等の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第6号**
世田谷区環境美化等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第7号**
世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第8号**
世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第9号**
世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第10号**
世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第11号**
世田谷区特定乳児等通園支援事業の運営の基準等に関する条例
- 世田谷区条例第12号**
世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第13号**
世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第14号**
世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第15号**
世田谷区立公園条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第16号**
世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例

世田谷区組織条例の一部を改正する条例
 世田谷区組織条例(平成2年11月世田谷区条例第45号)の一部を次のように改正する。
 第1条の表清掃・リサイクル部の項を削る。
 第2条の表環境政策部の項に次の1号を

加える。
 (2) 廃棄物の減量及び適正な処理に関すること。
 第2条の表清掃・リサイクル部の項を削る。
 附 則
 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例
 世田谷区手数料条例(平成12年3月世田谷区条例第3号)の一部を次のように改正する。
 別表第1の68の6の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同表の125の8の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表の125の9の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改め、同表の125の11の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「容積率に」を「容積率又は各部分の高さに」に、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に、「の容積率の」を「又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さに」に改める。

附 則
 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 (1) 別表第1の125の8の項及び125の9の項の改正規定 公布の日
 (2) 別表第1の125の11の項の改正規定 令和8年4月1日
 (3) 別表第1の68の6の項の改正規定 令和8年5月1日

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第11号)の一部を次のように改正する。
 第6条第4項中「4号給」の次に「(行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級であるものにおいては、零号給)」を加える。
 第18条の3第1項中「勤務した」を「勤務しなかった」に改め、同項ただし書中「勤務しなかった」を「勤務をしなかった」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て区規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て区規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削

世田谷区公報

令和8年3月25日（臨時号）

時間勤務職員以外の職員	7	186,500	254,800	290,600	324,000
	8	187,400	256,500	292,400	326,100
	9	188,300	258,000	294,200	328,200
	10	189,200	259,500	295,800	330,300
	11	190,100	260,800	297,400	332,400
	12	191,000	262,100	299,000	334,500
	13	191,900	263,400	300,600	336,400
	14	192,800	264,700	302,100	338,300
	15	193,700	266,000	303,600	340,200
	16	194,600	267,300	305,000	342,100
	17	195,500	268,600	306,400	344,000
	18	196,400	269,900	307,800	345,900
	19	197,300	271,200	309,200	347,600
	20	198,200	272,400	310,500	349,300
	21	199,300	273,600	311,800	351,000
	22	200,400	274,800	313,100	352,700
	23	201,500	276,000	314,400	354,400
	24	202,600	277,200	315,600	356,100
	25	203,700	278,400	316,800	357,600
	26	204,800	279,600	318,000	359,100
	27	205,900	280,800	319,200	360,600
	28	207,000	282,000	320,400	362,100
	29	208,100	283,100	321,600	363,600
	30	209,200	284,200	322,700	365,100
	31	210,300	285,300	323,800	366,600
	32	211,400	286,400	324,900	368,100
	33	212,500	287,500	325,900	369,600
	34	213,600	288,600	326,900	371,100
	35	214,700	289,700	327,900	372,600
	36	215,800	290,800	328,900	374,100
	37	216,900	291,900	329,900	375,600
	38	218,000	293,000	330,900	376,900
	39	219,100	294,000	331,900	378,200
	40	220,200	295,000	332,800	379,500
	41	221,300	296,000	333,700	380,800
	42	222,400	297,000	334,600	382,100
	43	223,500	298,000	335,500	383,400
	44	224,600	299,000	336,300	384,700
	45	225,700	300,000	337,100	386,000
	46	226,800	301,000	337,900	387,100
	47	227,900	302,000	338,700	388,200
	48	229,000	303,000	339,500	389,300
	49	230,100	303,900	340,300	390,300
	50	231,200	304,800	341,100	391,300
	51	232,300	305,700	341,900	392,300
	52	233,400	306,600	342,700	393,300
	53	234,400	307,500	343,400	394,300
	54	235,400	308,400	344,100	395,300
	55	236,400	309,300	344,800	396,300
	56	237,400	310,200	345,500	397,300
	57	238,400	311,100	346,200	398,300
	58	239,400	312,000	346,900	399,100
	59	240,400	312,700	347,500	399,900
	60	241,400	313,400	348,100	400,700
	61	242,400	314,100	348,700	401,500
	62	243,400	314,800	349,300	402,300
	63	244,400	315,500	349,900	403,100
	64	245,400	316,100	350,500	403,900
	65	246,400	316,700	351,100	404,500
	66	247,400	317,300	351,700	405,100
	67	248,400	317,900	352,300	405,700
	68	249,400	318,500	352,900	406,300
	69	250,400	319,000	353,500	406,900
	70	251,400	319,500	354,100	407,500

世田谷区公報

71	252,400	320,000	354,700	408,100
72	253,400	320,500	355,200	408,700
73	254,400	321,000	355,700	409,100
74	255,400	321,500	356,200	409,400
75	256,400	322,000	356,700	409,700
76	257,400	322,500	357,200	410,000
77	258,400	323,000	357,700	410,300
78	259,400	323,500	358,200	410,600
79	260,400	324,000	358,700	410,900
80	261,400	324,500	359,200	411,200
81	262,400	325,000	359,700	411,500
82	263,400	325,500	360,200	411,800
83	264,400	325,900	360,700	412,100
84	265,400	326,300	361,200	412,400
85	266,400	326,700	361,700	412,700
86	267,400	327,100	362,100	413,000
87	268,400	327,500	362,500	413,300
88	269,400	327,900	362,900	413,600
89	270,400	328,300	363,300	413,900
90	271,400	328,700	363,700	414,200
91	272,400	329,100	364,100	414,500
92	273,400	329,500	364,500	414,800
93	274,400	329,900	364,900	415,100
94	275,400	330,300	365,300	415,400
95	276,400	330,700	365,700	
96	277,400	331,000	366,000	
97	278,400	331,300	366,300	
98	279,400	331,600	366,600	
99	280,400	331,900	366,900	
100	281,400	332,200	367,200	
101	282,400	332,500	367,500	
102	283,400	332,800	367,800	
103	284,400	333,100	368,100	
104	285,400	333,400	368,400	
105	286,400	333,700	368,700	
106	287,400	334,000	369,000	
107	288,400	334,300	369,300	
108	289,300	334,600	369,600	
109	290,200	334,900	369,900	
110	291,100	335,100	370,200	
111	292,000	335,300	370,500	
112	292,900	335,500	370,800	
113	293,800	335,700	371,100	
114	294,700	335,900	371,400	
115	295,600	336,100	371,700	
116	296,500	336,300	372,000	
117	297,400	336,500	372,300	
118	298,300	336,700	372,600	
119	299,000	336,900	372,900	
120	299,700	337,100	373,200	
121	300,400	337,300	373,500	
122	301,100	337,500	373,800	
123	301,800	337,700	374,100	
124	302,500	337,900	374,400	
125	303,200	338,100	374,700	
126	303,900	338,300	375,000	
127	304,600	338,500	375,300	
128	305,300	338,700	375,600	
129	306,000	338,900	375,900	
130	306,600	339,100	376,200	
131	307,200	339,300	376,500	
132	307,800	339,500	376,800	
133	308,400	339,700	377,100	
134	309,000	339,900	377,400	

世田谷区公報

令和8年3月25日(臨時号)

	135	309,600	340,100	377,700	
	136	310,200	340,300	378,000	
	137	310,800	340,500	378,300	
	138	311,400	340,700	378,600	
	139	312,000	340,900	378,900	
	140	312,400	341,100	379,200	
	141	312,800	341,300	379,500	
	142	313,200	341,500	379,800	
	143	313,600	341,700	380,100	
	144	314,000	341,900		
	145	314,400	342,100		
	146	314,800			
	147	315,200			
	148	315,600			
	149	316,000			
	150	316,400			
	151	316,800			
	152	317,200			
	153	317,600			
	154	318,000			
	155	318,300			
	156	318,600			
	157	318,900			
	158	319,200			
	159	319,500			
	160	319,800			
	161	320,100			
	162	320,400			
	163	320,700			
	164	321,000			
	165	321,300			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		224,600	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第2ロの部定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項5級の欄を次のように改める。

円
396,800
399,300
401,500
403,800
406,100
408,400
410,700
412,900
415,000
417,300
419,400
421,500
423,600
425,500
427,400
429,200
431,000
432,600
434,100
435,400
436,700

438,100
439,300
440,300
441,400
442,500
443,500
444,400
445,200
446,000
446,800
447,600
448,300
449,000
449,800
450,500
451,100
451,800
452,400
453,000
453,500
454,000
454,500
455,100
455,700
456,300

456,900
457,300
457,800
458,300
458,800
459,300
459,800
460,300
460,700
461,200
461,700
462,200
462,700
463,200
463,600
464,100
464,600
465,100
465,600
466,100
466,600
467,100
467,600
468,100
468,600

	<p>(二) 及び同表ハに掲げる医療職給料表(三)の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第2に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。</p> <p>(施行日前の異動者の号給の調整)</p> <p>4 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>(復職等の日における号給調整の特例)</p> <p>5 施行日の前日から引き続き休職中等(初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和53年特別区人事委員会規則第18号)第33条の規定による休職中、結核休養中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、育児休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中又は停職中をいう。以下同じ。)の者のうち、次に掲げる職員の施行日後の復職した日、職務に復帰した日、休養の終了した日の翌日又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)における号給は、施行日に復職等をしていなければ決定されていた号給に調整する。</p> <p>(1) 休職中等の期間の初日から施行日の前日までの間に初任給、昇格及び昇給等に関する規則第2条第4号に規定する昇給日がある職員</p> <p>(2) 復職等の日に昇格する職員(施行日の前日において第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項から第7項までに規定する差額に相当する額を加算した額を受ける職員に限る。)</p> <p>(施行日と同日に昇格等をする場合の号給決定)</p> <p>6 施行日と同日に昇格、降格、昇給、降給又は転職等をする場合の号給決定は、附則別表第2による切替えを行った後の号給を基礎として行うものとする。</p> <p>(他の特別区及び特別区の一部事務組合から採用される職員に対する規定の準用)</p> <p>7 施行日の前日に人事交流により他の特別区及び特別区の一部事務組合を退職し、施行日から採用される職員の初任給決定については、附則第2項から前項まで並びに附則別表第1及び附則別表第2の規定を準用する。</p> <p>(委任)</p> <p>8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>	<p>附則別表第1(附則第2項関係) 職務の級の切替表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>旧級</th> <th>新級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1級</td><td>1級</td></tr> <tr><td>2級</td><td>2級</td></tr> <tr><td>3級</td><td>3級</td></tr> <tr><td>4級</td><td>4級</td></tr> </tbody> </table> <p>附則別表第2(附則第3項、附則第6項関係) 号給の切替表</p> <p>イ 行政職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級 旧号給</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>3</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>4</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>5</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>6</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>7</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>8</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>9</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>10</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>11</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>12</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>13</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>14</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>15</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>16</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>17</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>18</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>19</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>20</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>21</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>22</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>23</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>24</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>25</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>26</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>27</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>28</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>29</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>30</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>31</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>32</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>33</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>34</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>35</td><td>3</td><td>1</td></tr> <tr><td>36</td><td>4</td><td>1</td></tr> <tr><td>37</td><td>5</td><td>1</td></tr> <tr><td>38</td><td>6</td><td>1</td></tr> <tr><td>39</td><td>7</td><td>1</td></tr> <tr><td>40</td><td>8</td><td>1</td></tr> <tr><td>41</td><td>9</td><td>2</td></tr> <tr><td>42</td><td>10</td><td>2</td></tr> <tr><td>43</td><td>11</td><td>2</td></tr> <tr><td>44</td><td>12</td><td>2</td></tr> <tr><td>45</td><td>13</td><td>2</td></tr> <tr><td>46</td><td>14</td><td>2</td></tr> <tr><td>47</td><td>15</td><td>3</td></tr> <tr><td>48</td><td>16</td><td>3</td></tr> </tbody> </table>	旧級	新級	1級	1級	2級	2級	3級	3級	4級	4級	職務の級 旧号給	5級	6級	1	1	1	2	1	1	3	1	1	4	1	1	5	1	1	6	1	1	7	1	1	8	1	1	9	1	1	10	1	1	11	1	1	12	1	1	13	1	1	14	1	1	15	1	1	16	1	1	17	1	1	18	1	1	19	1	1	20	1	1	21	1	1	22	1	1	23	1	1	24	1	1	25	1	1	26	1	1	27	1	1	28	1	1	29	1	1	30	1	1	31	1	1	32	1	1	33	1	1	34	2	1	35	3	1	36	4	1	37	5	1	38	6	1	39	7	1	40	8	1	41	9	2	42	10	2	43	11	2	44	12	2	45	13	2	46	14	2	47	15	3	48	16	3
旧級	新級																																																																																																																																																														
1級	1級																																																																																																																																																														
2級	2級																																																																																																																																																														
3級	3級																																																																																																																																																														
4級	4級																																																																																																																																																														
職務の級 旧号給	5級	6級																																																																																																																																																													
1	1	1																																																																																																																																																													
2	1	1																																																																																																																																																													
3	1	1																																																																																																																																																													
4	1	1																																																																																																																																																													
5	1	1																																																																																																																																																													
6	1	1																																																																																																																																																													
7	1	1																																																																																																																																																													
8	1	1																																																																																																																																																													
9	1	1																																																																																																																																																													
10	1	1																																																																																																																																																													
11	1	1																																																																																																																																																													
12	1	1																																																																																																																																																													
13	1	1																																																																																																																																																													
14	1	1																																																																																																																																																													
15	1	1																																																																																																																																																													
16	1	1																																																																																																																																																													
17	1	1																																																																																																																																																													
18	1	1																																																																																																																																																													
19	1	1																																																																																																																																																													
20	1	1																																																																																																																																																													
21	1	1																																																																																																																																																													
22	1	1																																																																																																																																																													
23	1	1																																																																																																																																																													
24	1	1																																																																																																																																																													
25	1	1																																																																																																																																																													
26	1	1																																																																																																																																																													
27	1	1																																																																																																																																																													
28	1	1																																																																																																																																																													
29	1	1																																																																																																																																																													
30	1	1																																																																																																																																																													
31	1	1																																																																																																																																																													
32	1	1																																																																																																																																																													
33	1	1																																																																																																																																																													
34	2	1																																																																																																																																																													
35	3	1																																																																																																																																																													
36	4	1																																																																																																																																																													
37	5	1																																																																																																																																																													
38	6	1																																																																																																																																																													
39	7	1																																																																																																																																																													
40	8	1																																																																																																																																																													
41	9	2																																																																																																																																																													
42	10	2																																																																																																																																																													
43	11	2																																																																																																																																																													
44	12	2																																																																																																																																																													
45	13	2																																																																																																																																																													
46	14	2																																																																																																																																																													
47	15	3																																																																																																																																																													
48	16	3																																																																																																																																																													
<p>第2条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年3月世田谷区条例第6号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第5項から第7項までを削り、附則第8項の前に見出しとして「(給料の切替えに伴う経過措置)」を付し、同項を附則第5項とし、附則第9項から第13項までを3項ずつ繰り上げる。</p> <p>附則第14項中「附則第11項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とし、附則第15項を附則第12項とし、附則第16項を附則第13項とする。</p> <p>附則第17項中「附則第2項から第7項」を「附則第2項から第4項」に改め、同項を附則第14項とする。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (特定の職務の級の切替え)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1ロに掲げる行政職給料表(二)の適用について、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者の属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1の旧級欄に掲げる職務の級であった職員の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。 (号給の切替え)</p> <p>3 施行日の前日において職員の給与に関する条例別表第1イに掲げる行政職給料表(一)、同表ロに掲げる行政職給料表(二)、別表第2ロに掲げる医療職給料表</p>																																																																																																																																																															

世田谷区公報

49	17	3	ロ 行政職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th><th>4級</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧号給</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>4</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>5</td><td>5</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>6</td><td>7</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>7</td><td>7</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>8</td><td>8</td><td>5</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>9</td><td>9</td><td>6</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>10</td><td>9</td><td>7</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>11</td><td>11</td><td>8</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>12</td><td>12</td><td>9</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>13</td><td>13</td><td>10</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>14</td><td>13</td><td>11</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>15</td><td>15</td><td>12</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>16</td><td>16</td><td>13</td><td>3</td><td>1</td></tr> <tr><td>17</td><td>16</td><td>14</td><td>3</td><td>1</td></tr> <tr><td>18</td><td>16</td><td>15</td><td>4</td><td>1</td></tr> <tr><td>19</td><td>17</td><td>16</td><td>5</td><td>1</td></tr> <tr><td>20</td><td>18</td><td>17</td><td>5</td><td>1</td></tr> <tr><td>21</td><td>19</td><td>17</td><td>6</td><td>1</td></tr> <tr><td>22</td><td>20</td><td>18</td><td>7</td><td>1</td></tr> <tr><td>23</td><td>21</td><td>18</td><td>8</td><td>1</td></tr> <tr><td>24</td><td>22</td><td>19</td><td>9</td><td>1</td></tr> <tr><td>25</td><td>23</td><td>19</td><td>9</td><td>1</td></tr> <tr><td>26</td><td>24</td><td>20</td><td>10</td><td>1</td></tr> <tr><td>27</td><td>25</td><td>21</td><td>13</td><td>1</td></tr> <tr><td>28</td><td>26</td><td>22</td><td>17</td><td>2</td></tr> <tr><td>29</td><td>27</td><td>23</td><td>17</td><td>2</td></tr> <tr><td>30</td><td>28</td><td>24</td><td>18</td><td>3</td></tr> <tr><td>31</td><td>29</td><td>24</td><td>18</td><td>4</td></tr> <tr><td>32</td><td>30</td><td>25</td><td>19</td><td>5</td></tr> <tr><td>33</td><td>31</td><td>27</td><td>19</td><td>5</td></tr> <tr><td>34</td><td>32</td><td>29</td><td>20</td><td>6</td></tr> <tr><td>35</td><td>33</td><td>31</td><td>20</td><td>7</td></tr> <tr><td>36</td><td>34</td><td>33</td><td>21</td><td>8</td></tr> <tr><td>37</td><td>35</td><td>33</td><td>22</td><td>9</td></tr> <tr><td>38</td><td>36</td><td>34</td><td>23</td><td>9</td></tr> <tr><td>39</td><td>37</td><td>34</td><td>24</td><td>10</td></tr> <tr><td>40</td><td>38</td><td>35</td><td>25</td><td>11</td></tr> <tr><td>41</td><td>39</td><td>35</td><td>26</td><td>12</td></tr> <tr><td>42</td><td>40</td><td>36</td><td>27</td><td>13</td></tr> <tr><td>43</td><td>41</td><td>36</td><td>28</td><td>15</td></tr> <tr><td>44</td><td>42</td><td>37</td><td>29</td><td>17</td></tr> <tr><td>45</td><td>43</td><td>38</td><td>30</td><td>17</td></tr> <tr><td>46</td><td>44</td><td>39</td><td>31</td><td>18</td></tr> <tr><td>47</td><td>45</td><td>40</td><td>32</td><td>18</td></tr> <tr><td>48</td><td>46</td><td>41</td><td>33</td><td>19</td></tr> <tr><td>49</td><td>47</td><td>42</td><td>35</td><td>20</td></tr> <tr><td>50</td><td>48</td><td>43</td><td>37</td><td>21</td></tr> <tr><td>51</td><td>49</td><td>44</td><td>38</td><td>21</td></tr> <tr><td>52</td><td>50</td><td>45</td><td>40</td><td>22</td></tr> <tr><td>53</td><td>50</td><td>46</td><td>41</td><td>24</td></tr> <tr><td>54</td><td>51</td><td>47</td><td>43</td><td>25</td></tr> <tr><td>55</td><td>51</td><td>48</td><td>44</td><td>25</td></tr> <tr><td>56</td><td>52</td><td>48</td><td>45</td><td>27</td></tr> <tr><td>57</td><td>52</td><td>50</td><td>45</td><td>28</td></tr> <tr><td>58</td><td>53</td><td>51</td><td>46</td><td>28</td></tr> <tr><td>59</td><td>53</td><td>52</td><td>48</td><td>29</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	1級	2級	3級	4級	旧号給					1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	3	1	1	1	1	4	4	2	1	1	5	5	2	1	1	6	7	3	1	1	7	7	4	1	1	8	8	5	1	1	9	9	6	1	1	10	9	7	1	1	11	11	8	1	1	12	12	9	1	1	13	13	10	1	1	14	13	11	1	1	15	15	12	2	1	16	16	13	3	1	17	16	14	3	1	18	16	15	4	1	19	17	16	5	1	20	18	17	5	1	21	19	17	6	1	22	20	18	7	1	23	21	18	8	1	24	22	19	9	1	25	23	19	9	1	26	24	20	10	1	27	25	21	13	1	28	26	22	17	2	29	27	23	17	2	30	28	24	18	3	31	29	24	18	4	32	30	25	19	5	33	31	27	19	5	34	32	29	20	6	35	33	31	20	7	36	34	33	21	8	37	35	33	22	9	38	36	34	23	9	39	37	34	24	10	40	38	35	25	11	41	39	35	26	12	42	40	36	27	13	43	41	36	28	15	44	42	37	29	17	45	43	38	30	17	46	44	39	31	18	47	45	40	32	18	48	46	41	33	19	49	47	42	35	20	50	48	43	37	21	51	49	44	38	21	52	50	45	40	22	53	50	46	41	24	54	51	47	43	25	55	51	48	44	25	56	52	48	45	27	57	52	50	45	28	58	53	51	46	28	59	53	52	48	29	60	54	53	49	29
職務の級	1級	2級		3級	4級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
旧号給																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
1	1	1		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2	1	1		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3	1	1		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4	4	2		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5	5	2		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6	7	3		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7	7	4		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8	8	5		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9	9	6		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
10	9	7		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
11	11	8		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
12	12	9		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
13	13	10		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
14	13	11		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
15	15	12		2	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
16	16	13		3	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
17	16	14		3	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
18	16	15		4	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
19	17	16		5	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
20	18	17		5	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
21	19	17		6	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
22	20	18		7	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
23	21	18		8	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
24	22	19		9	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
25	23	19		9	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
26	24	20		10	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
27	25	21		13	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
28	26	22		17	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
29	27	23		17	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
30	28	24		18	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
31	29	24		18	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
32	30	25		19	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
33	31	27		19	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
34	32	29		20	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
35	33	31		20	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
36	34	33		21	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
37	35	33		22	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
38	36	34		23	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
39	37	34		24	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
40	38	35		25	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
41	39	35		26	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
42	40	36		27	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
43	41	36		28	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
44	42	37		29	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
45	43	38		30	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
46	44	39		31	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
47	45	40		32	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
48	46	41		33	19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
49	47	42		35	20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
50	48	43		37	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
51	49	44		38	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
52	50	45		40	22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
53	50	46		41	24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
54	51	47		43	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
55	51	48		44	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
56	52	48		45	27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
57	52	50		45	28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
58	53	51		46	28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
59	53	52		48	29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
61	54	54		51	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
62	55	55		52	32																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
63	56	56		53	33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
64	57	57		54	33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
65	58	58		54	33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
66	59	58		55	34																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
67	60	59		56	34																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
68	61	60		57	34																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
69	62	61		58	35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
70	63	62		59	36																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
71	64	63		60	36																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
72	65	64		61	37																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
73	66	64		61	37																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
74	67	65		61	38																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
75	68	66		62	38																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
76	69	67		62	39																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
77	70	68		62	39																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
78	71	69		63	40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
79	72	69		63	40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
80	73	70		64	41																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
81	74	71		64	41																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
82	75	71		65	41																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
83	76	71		65	41																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
84	77	72		66	42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
85	78	72		67	42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
86	79	72		68	42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
87	80	73		68	43																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
88	81	73		69	43																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
89	82	73		69	43																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
90	83	74		70	44																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
91	84	74		71	44																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
92	85	74		71	44																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
93	86	75		72	45																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
94	87	75		72	45																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
95	88	75		73	45																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
96	89	76		74	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
97	90	77		75	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
98	91	77		75	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
99	92	78	76	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
100	93	79	77	47																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
101	94	80	77	47																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
102	95	80	78	47																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
103	96	81	79	47																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
104	97	82	79	48																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
105	98	83	80	48																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
106	99	84	81	48																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
107	100	85	81	48																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
108	101	86	82	49																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
109	102	87	83	49																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
110	103	88	83	49																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
111	104	88	84	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
112	105	89	85	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
113	105	90	86	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
114	106	91	86	51																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
115	107	91	87	51																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
116	108	92	88	51																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
117	109	93	89	52																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
118	110	94	90	52																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
119	110	94	91	52																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
120	111	95	92	53																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
121	112	96	93	55																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
122	112	97	94																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
123	113	97	95																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

124	113	98	96		17	1		81	49
125	114	99	98		18	1		82	50
126	114	99	99		19	1		83	51
127	115	100	100		20	1		84	52
128	115	101	102		21	1		85	53
129	116	101	103		22	1		86	54
130	116	102	104		23	1		87	55
131	116	103	106		24	1		88	56
132	117	103	107		25	1		89	57
133	117	104	108		26	1		90	58
134	118	104	110		27	1		91	59
135	118	105	111		28	1		92	60
136	118	105	112		29	1		93	61
137	119	105	114		30	1		94	62
138	119	106	115		31	1		95	63
139	120	106	116		32	1		96	64
140	120	106	118		33	1		97	65
141	121	107	119		34	2		98	66
142	121	107	120		35	3		99	67
143	122	107	122		36	4		100	68
144	122	108	123		37	5		101	69
145	123	108	124		38	6		102	70
146	123	108	126		39	7		103	71
147	123	109	127		40	8		104	72
148	124	109	128		41	9		105	73
149	124	109	130		42	10		106	74
150	124		131		43	11		107	75
151	125		132		44	12		108	76
152	125		134		45	13		109	77
153	126		135		46	14		ニ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給	
154	126		136		47	15		職務の級	
155	126		137		48	16		旧号給	5級
156	127		138		49	17		1	1
157	127		139		50	18		2	1
158	128				51	19		3	1
159	128				52	20		4	1
160	129				53	21		5	1
161	129				54	22		6	1
162	129				55	23		7	1
163	130				56	24		8	1
164	130				57	25		9	1
165	131				58	26		10	1
					59	27		11	1
					60	28		12	1
					61	29		13	1
					62	30		14	1
					63	31		15	1
					64	32		16	1
					65	33		17	1
					66	34		18	1
					67	35		19	1
					68	36		20	1
					69	37		21	1
					70	38		22	1
					71	39		23	1
					72	40		24	1
					73	41		25	1
					74	42		26	1
					75	43		27	1
					76	44		28	1
					77	45		29	1
					78	46		30	1
					79	47			
					80	48			

ハ 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

職務の級	5級
旧号給	
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1

ニ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

職務の級	5級
旧号給	
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1

世田谷区公報

31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22
55	23
56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36
69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60
93	61
94	62

95	63
96	64
97	65
98	66
99	67
100	68
101	69
102	70
103	71
104	72
105	73
106	74
107	75
108	76
109	77

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「勤務しなかった」を「勤務をしなかった」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

世田谷区立区民会館条例等の一部を改正する条例

第1条 世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例（令和7年9月世田谷区条例第95号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号の改正規定を削る。
第2条 世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「ホールを使用する場合を除く」を「世田谷区立玉川区民会館別館に限る」に改める。

別表第3備考第2号中「1,000円以上である」を「2,000円を超える」に改め、同表備考中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

3 使用者が施設を使用する際に、催し物に関連する物品販売を行うときの使用料の額は、販売額等にかかわらず、基本使用料に基本使用料の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数がある

ときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、前号に該当するとき又は公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めるときは、この限りでない。

別表第4附帯設備の部舞台器具の項中「1式」を「一式」に改める。

別表第4の2備考第4号中「1,000円以上である」を「2,000円を超える」に改め、同表備考中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

5 使用者が施設を使用する際に、催し物に関連する物品販売を行うときの利用料金の額は、販売額等にかかわらず、基本利用料金に基本利用料金の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、前号に該当するとき又は公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めるときは、この限りでない。

別表第4の3附帯設備の部舞台器具の項中「1式」を「一式」に改める。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定、第2条の規定（第9条第2項第2号、別表第3備考第2号、別表第4附帯設備の部舞台器具の項、別表第4の2備考第4号及び別表第4の3附帯設備の部舞台器具の項の改正規定に限る。）並びに次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4項の規定 令和8年4月1日

2 第2条の規定による改正後の第9条第2項第2号の規定は、令和8年7月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の別表第3備考第2号及び別表第4の2備考第4号の規定は、令和8年7月1日以後の使用（この条例の公布の日前に使用の申請をした場合における令和8年7月1日以後の使用を含む。）に係る使用料の額及び利用料金の額について適用し、同日前の使用に係る使用料の額及び利用料金の額については、なお従前の例による。

4 この条例による改正後の別表第3備考第3号及び別表第4の2備考第5号の規定は、令和8年10月1日以後の使用に係る使用料の額及び利用料金の額について適用し、同日前の使用に係る使用料の額及び利用料金の額については、なお従前の例による。

世田谷区環境美化等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区環境美化等に関する条例（平成9年10月世田谷区条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条中第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同条第

7号中「に火をつけ、その煙」を「を燃焼させ、又は加熱することにより、煙(蒸気を含む。以下同じ。)」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) たばこ 健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第1号に規定するたばこをいう。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例

世田谷区清掃・リサイクル条例(平成11年12月世田谷区条例第52号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 世田谷区清掃・リサイクル審議会(第11条)」を「第5節 削除」に改める。

第2章第5節を次のように改める。

第5節 削除

第11条 削除

第39条の3第2項中「第2条第6項」を「第2条第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。ただし、第39条の3第2項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

世田谷区心身障害者福祉手当条例(昭和49年10月世田谷区条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「7,500円」を「9,000円」に改め、同項第5号中「5,000円」を「10,000円」に改める。

別表1の項中「精神発達の遅滞の程度が、中度以上であると区長が認めた者」を「愛の手帳(東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号。以下「要綱」という。))に規定する愛の手帳をいう。以下同じ。)の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている知的障害の程度が要綱別表第1の1度から3度までに該当するもの」に改め、同表2の項中「精神発達の遅滞の程度が、軽度であると区長が認めた者」を「愛の手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている知的障害の程度が要綱別表第1の4度に該当するもの」に改め、同表3の項を次のように改める。

3	特殊疾病	規則で定める疾病を有する者
---	------	---------------

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第3条第1項及び別表の規定は、令和8年4月以後の月分の世田谷区心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)の支給について適用し、同月前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。

世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和6年12月世田谷区条例第58号)の一部を次のように改正する。

第22条中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例(平成26年9月世田谷区条例第37号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この項において」を削る。

第25条中「第33条の10第1項各号」の次に「(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区特定乳児等通園支援事業の運営の基準等に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
 - 第1節 利用定員に関する基準(第4条)
 - 第2節 運営に関する基準(第5条—第33条)
- 第3章 雑則(第34条・第35条)
- 第4章 罰則(第36条)

附則 第1章 総則(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により、特定乳児等通園支援事業(特定乳児等通園支援(法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。))を行う事業を定めるものとする。(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号)において使用する用語の例による。

(一般原則)

第3条 特定乳児等通園支援事業者(法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども(法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、特定教育・保育施設等(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業者を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども(法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び

当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により区市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供したときは、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により区市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるもの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用（区市町村等の補助等が充当されるものを除く。）

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費（法第30条の20第1項に規定する乳児等支援給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援事業の取扱方針）

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子ども又は保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければ

<p>ならない。 (乳児等支援給付認定保護者に関する区市町村の長への通知)</p> <p>第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村の長に通知しなければならない。 (運営規程)</p> <p>第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) その提供する特定乳児等通園支援の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員</p> <p>(7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項 (勤務の体制の確保等)</p> <p>第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 (利用定員の遵守)</p> <p>第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。 (揭示等)</p> <p>第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、</p>	<p>第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。 (乳児等支援給付認定子ども等を平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子ども及びその家族の国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (秘密保持等)</p> <p>第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関等に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。 (情報の提供等)</p> <p>第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 (利益供与等の禁止)</p> <p>第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保</p>	<p>育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。同項において同じ。)若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。同項において同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 (苦情解決)</p> <p>第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。</p> <p>3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して区市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により区市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該区市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 特定乳児等通園支援事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該区市町村の長に報告しなければならない。 (地域との連携等)</p> <p>第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 (事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に</p>
---	---	--

規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、区市町村からの求めがあった場合には、速やかに当該記録等を当該区市町村の長に提出しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。（記録の整備等）

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による区市町村の長への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 特定乳児等通園支援事業所ごとの職員に係る賃金台帳
- (7) 特定乳児等通園支援の提供に際し関係機関等と締結した委託契約等に係る書類

第3章 雑則

（電磁的記録等）

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報

が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対

し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（委任）

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

第4章 罰則

第36条 区長は、乳児等のための支援給付に係る乳児等通園支援を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者が、正当な理由なしに、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定に

よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し、100,000円以下の過料を科する。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第36号)の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第27条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者

第35条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第36条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第54条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第55条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第56条中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第81条第4項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。第82条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第88条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第89条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第90条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者
(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第91条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者
(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第101条第2項第2号中「(昭和23年厚生省令第11号)」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例(令和2年3月世田谷区条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「第18条の18第1項の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録」に改める。

第9条第3項中「第33条の10第1項各号」の次に「(幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(令和2年3月世田谷区条例第17号)の一部を次のように改正する。

第17条中「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の10第1項各号」を「法第27条の2第1項各号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部(5)の款世田谷区立上祖師谷たなばた公園の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: 世田谷区立上祖師谷たなばた公園, 東京都世田谷区上祖師谷七丁目7番1号

附則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例

世田谷区立身近な広場条例(平成7年3月世田谷区条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1の4の部世田谷区立三本杉広場の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: 世田谷区立成城みづ池広場, 東京都世田谷区成城四丁目20番20号

附則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和8年3月4日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第13号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第14号

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第15号

世田谷区環境美化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第16号

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第17号

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則(平成19年3月世田谷区規則第35号)の一部を次のように改正する。

別表1の部行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が6級であるもの項中「127,600円」を「135,300円」に、「101,000円」を「106,500円」に改め、同部行政職給料表(一)、医療職給料表(二)又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその属する職務の級が5級であるものうち特別区人事委員会の承認を得て区長が別に定める重要かつ困難な事務を処理する課長の職にあるもの(以下「重要困難課長」という。)の項中「101,500円」を「106,000円」に、「73,200円」を「77,400円」に改め、同部行政職給料表(一)、医療職給料表(二)又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその属する職務の級が5級であるもの(重要困難課長を除く。)の項中「92,300円」を「96,300円」に、「66,500円」を「70,300円」に改め、同表2の部その属する職務の級が3級である職員の項中「142,400円」を「144,100円」に、「107,200円」を「108,400円」に改め、同部その属する職務の級が2級である職員の項中「94,800円」を「107,500円」に、「73,100円」を「80,700円」に改める。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
職員の管理職員特別勤務手当に関する規

則（平成4年3月世田谷区規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第18条の3第3項第1号」を「第18条の3第3項」に、「勤務」を「同条第1項本文の勤務」に改める。

第3条第2項を削る。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 次に掲げる場合には、条例第18条の3第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員及び特定任期付職員がした条例第18条の3第2項の勤務は、同条第1項本文の勤務とみなす。

(1) 条例第18条の3第1項本文の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第18条の3第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項本文の勤務をした場合

附則第2項中「第3条第1項第1号」を「第3条第1号」に改める。

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

世田谷区環境美化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区環境美化等に関する条例施行規則（平成10年3月世田谷区規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2条第4号」を「第2条第5号」に改める。

附 則
この規則は、令和8年7月1日から施行する。

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（平成12年3月世田谷区規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第23条の見出し中「指定及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

別表第1粗大ごみの廃棄物処理手数料の部電気・ガス・石油器具の款中16の項から18の項までを削り、19の項を16の項とし、20の項から22の項までを3項ずつ繰り上げる。

附 則
この規則は、令和8年6月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和2年3月世田谷区規則第55号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第27条第1項第4号」を「第

27条第1項第5号」に改める。

第12条中「第35条第1項第4号」を「第35条第1項第5号」に改める。

第21条中「第55条第1項第4号」を「第55条第1項第5号」に改める。

第29条中「第82条第1項第4号」を「第82条第1項第5号」に改める。

第32条中「第89条第1項第4号」を「第89条第1項第5号」に改める。

第33条中「第90条第5号」を「第90条第7号」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。